

石綿含有分析調査業務委託仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

本仕様書は、東大阪市（以下、「発注者」という。）が行う「東部環境事業所その他3施設石綿含有調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

1. 2 業務目的

本業務は、『新斎苑整備に伴う東部環境事業所解体事業』、『旧高井田行政サービスセンター解体工事』、『荒本子育て支援センター外壁改修工事』、『北蛇草住宅31号棟外壁改修工事』にあたり、石綿等による労働者及び近隣住民等の健康障害を防止するとともに、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（以下「石綿則」という。）第3条に基づく調査を行うことを目的とする。

1. 3 調査対象建築物

調査対象建築物は以下のとおりとする。

〔所在地〕

- ①東部環境事業所：東大阪市中石切町 6-3-52
- ②旧高井田行政サービスセンター：東大阪市高井田本通 7-4-19
- ③荒本子育て支援センター：東大阪市荒本 2-6-35
- ④北蛇草住宅 31 号棟：東大阪市長瀬町 3-2

〔建物概要〕

施設名・棟名等	構造	階数	延床面積	竣工年	想定検体数
東部環境事業所	鉄骨造	2	855.02	1971	36
旧高井田行政サービスセンター	鉄骨造	1	40.05	1999	14
荒本子育て支援センター	鉄筋コンクリート造	2	2306.38	2004	13
北蛇草住宅 31 号棟	鉄筋コンクリート造	5	1985.00	1973	7
計					70

1. 4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和7年12月26日までとする。

（但し、旧高井田行政サービスセンターの定性分析結果速報連絡については令和7年10月27日までとする。）

1. 5 関係法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか次の各号に掲げる関係法令・規則等を遵守し、常に安全に留意し調査を行い、災害及び事故の防止に努めること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 労働安全衛生法施行令
- (3) 石綿障害予防規則
- (4) 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針
- (5) 石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（最新版）

- (6) 大気汚染防止法
- (7) 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- (8) その他本業務に関連する法令等

1. 6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、発注者の指示により速やかに必要な書類を提出すること。なお、「業務計画書」については契約後速やかに提出し、発注者と打合せを行うこと。

提出時期	書 類 名 称
着 手 時	設計委託業務着手届
	業務計画書 「2.2 業務計画」に記載の内容を網羅するもの。
	担当技術者通知書 担当技術者届 1.7の要件を満たすことを証明するもの (例：一般建築物石綿含有建材調査者講習 修了証)
設計変更時	受注者見積書
完 了 時	委託業務完了届
	口座振替依頼書
	請求書（完了）
	委託業務成果物引渡書
適 時	借用書
	打合せ記録簿

1. 7 担当技術者

受注者は、担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者を配置すること。

- (1) 特定建築物石綿含有建材調査者
- (2) 一般建築物石綿含有建材調査者
- (3) 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

1. 8 打合せ及び記録

1. 本業務の実施にあたって受注者は業務の円滑な遂行を図るため、発注者と密接な連絡を取るとともに、業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、並びに条件変更等を行う場合は、打合せを行うものとし、その内容については受注者がその都度書面に記録し、相互に確認すること。その他発注者が必要と認めた場合においても打合せを行うこと。
2. 現地調査及び試料採取を実施する日時については、事前に発注者と受注者で調整し決定すること。

1. 9 損害賠償

本業務の実施にあたり、受注者は安全管理に努めるものとする。また、受注者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者はその責任を負い、速やかに処理するとともに発生原因、経過及び内容等を発注者に報告すること。

1. 10 成果物の検査

1. 受注者は履行期間末の 2 週間前までに石綿含有調査委託業務完了届を提出し、業務が完了した旨を通知しなければならない。
2. 受注者は通知した日から 10 日以内に成果物を発注者に提出のうえ、業務の完了を確認するための検査を受けること。その際、修正の指示を受けた場合は、速やかに修正し再検査を受けること。
3. 成果物は、検査合格後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所及び誤り等が生じた場合は、受注者の負担において速やかに適正な処理を講じること。

1. 11 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

第 2 章 業務内容

2. 1 業務概要

本業務は、石綿則第 3 条の規定に基づき、2. 1 から 2. 8 より当該建築物の石綿の使用の有無を調査し、その結果を記録する。

2. 2 業務計画

受注者は、各工程の細部計画を立案した後、速やかに下記事項について記載された業務計画書（以下、「計画書」という。）を作成し、発注者に提出し承認を受けること。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務管理体制表
- (5) 成果物の内容及び部数
- (6) 使用する主な図書及び基準
- (7) 連絡体制（緊急時含む）
- (8) その他必要事項

2. 受注者は本業務を担当する市職員（以下「監督職員」という。）の指示に従い、計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

3. 発注者は、提出された計画書を検討のうえ、修正の必要を認めた場合には担当技術者と協議のうえ、修正させることができるものとする。

4. 当該業務の着手に先立って、石綿含有調査体制その他石綿含有調査方針について記載された業務計画書を作成し、監督職員に提出し、承諾を受ける。

5. 発注者が指示した事項については、受注者はさらに詳細な作業計画に係る資料を提出すること。

6. 受注者は、計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度発注者と協議し、承諾を受ける。

2. 3 事前調査

担当技術者は、現地調査に先立ち、既存の設計図面等により石綿を含有する建材等（含有が疑われる建材等も含む）について調査を行う。

2. 4 現地調査

1. 担当技術者は、監督職員の立ち会いのもと、現場において、建物全体の目視による詳細調査（点検口がある場合は天井内部の調査も含む）を行い、石綿を含有する建材等（含有が疑われる建材等も含む）を特定する。
2. 担当技術者は、前項において特定した建材等について、発注時に想定していた建材等（別紙「石綿含有想定箇所・建材等一覧」参照）との比較のうえ、監督職員と協議し、定性分析を行う検体の採取場所及び数量を確定する。この際、発注時に想定していた検体数と確定した検体数に増減が生じた場合は、委託料を精算する。

2. 5 試料採取

担当技術者は、監督職員の立会いのもと、現地調査により確定した内容に基づき試料（検体）を採取する。なお、資料採取は、建材等が飛散しないように養生を行い、試料採取跡は、飛散防止剤を噴霧した後、簡易補修（復旧）を行うこととし、調査において発生した発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、受注者の責任において適切に処分すること。

2. 6 定性分析

1. 分析は、建材製品中のアスベスト含有率測定法（JIS A 1481-1）もしくは、これらと同等以上の精度を有する分析方法を用いることとする。ただし、受注者と監督職員と協議のうえ、別の測定方法で合意された場合はこの限りではない。
2. 分析対象の石綿は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトの 6 種類とする。
3. 分析結果については、速報として、令和 7 年 10 月 27 日までに書面（様式任意）により監督職員に提出すること。

2. 7 定量分析

1. 定性分析の結果、石綿の含有が確認された検体については定量分析を行うことを原則とするが、発注者と受注者で別途協議された場合はこの限りではない
2. この際、定量分析に係る委託料を精算する。なお、分析方法は、建材製品中のアスベスト含有率測定法（JIS A 1481-3 又は 5）もしくは、これらと同等以上の精度を有する分析方法を用いることとする。
3. 事前に受注者と監督職員と協議のうえ定量分析を行わないことが合意された場合はこの限りではない。

2. 8 調査結果報告書の作成

調査結果報告書には目次及びページ数を記載するとともに次の内容を整理すること。

- (1) 調査者の氏名及び所属
- (2) 調査を実施した年月日
- (3) 調査方法、調査箇所、調査対象建材及び石綿含有の有無
- (4) 調査箇所が分かる図面及び写真

- (5) 試料採取状況及び試料採取後の措置状況が分かる写真
- (6) 石綿含有の有無を判断した根拠
- (7) 定量分析及び定性分析の結果（分析者の氏名及び所属、分析を実施した年月日含む）
- (8) その他必要な事項

第3章 成果物

3. 1 成果物

受注者は、本業務が完了したときは、次の各号に示す成果物を履行期間内に監督職員に提出すること。なお、電子データは、ウィルス対策済みのCD-R又はDVD等とし、ウィルスチェックに関する情報を明記すること。

- (1) 調査結果報告書（Ａ４版 紙媒体） 正本：施設ごとに１部ずつ
副本：全施設まとめたもの１部
- (2) 調査結果報告書（電子データ：ＰＤＦ形式） １部

3. 2 成果物の帰属

本業務による成果物は、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、公表並びに貸与してはならない。

3. 3 資料の貸与

1. 受注者は、発注者から本業務に必要な資料を貸与された場合、7日以内に借用書を提出し、業務完了後または仕様の変更等により不用となった場合は速やかに返却すること。
2. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任において修復すること。
3. 受注者は、業務上必要があっても監督職員の承諾なしに複製をしてはならない。